

○経済産業省告示第三百三十七号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正し、令和五年十一月二十五日から施行する。

令和五年十一月十日

経済産業大臣 西村 康稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四 条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地	二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四 条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地

域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 [略]

第2 ワシントン条約動植物及びその派生物、モントリオール議定書附属書に定める物質及び製品、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律に定める第一種指定物質等並びに水銀に関する水俣条約に定める水銀

- 1 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条

域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 [略]

第2 ワシントン条約動植物及びその派生物、モントリオール議定書附属書に定める物質及び製品、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律に定める第一種指定物質等並びに水銀に関する水俣条約に定める水銀

- 1 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条

約」という。) の締約国及び同条約の管理当局に準ずる当局を有する国又は地域 (以下「締約国等」という。) 以外の国又は地域を原産地又は船積地域とする同条約附属書 I に掲げる種に属する動物又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物 (卵、種子、球根、果実 (果皮を含む。)、はく製又は加工品をいう。以下同じ。)、同条約附属書 II に掲げる種に属する動物 (クロトガリザメ、ヨゴレ、ヨシキリザメ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、

約」という。) の締約国及び同条約の管理当局に準ずる当局を有する国又は地域 (以下「締約国等」という。) 以外の国又は地域を原産地又は船積地域とする同条約附属書 I に掲げる種に属する動物又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物 (卵、種子、球根、果実 (果皮を含む。)、はく製又は加工品をいう。以下同じ。)、同条約附属書 II に掲げる種に属する動物 (クロトガリザメ、ヨゴレ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ

ニシネズミザメ、ジンベイザメ、タツノオトシゴ属全種及びホロトウリア・フスコギルザアを除く。)又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物(植物の個体の一部及び派生物にあつては、附属書Ⅱにより特定されるものに限る。)並びに同条約の締約国等以外の国又は地域を船積地域とし、かつ、同条約附属書Ⅲに掲げる国を原産地とする附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物並びに附属書Ⅲにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物

2～4 [略]

11611 [望]

、ジンベイザメ、タツノオトシゴ属全種及びホロトウリア・フスコギルザアを除く。)又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物(植物の個体の一部及び派生物にあつては、附属書Ⅱにより特定されるものに限る。)並びに同条約の締約国等以外の国又は地域を船積地域とし、かつ、同条約附属書Ⅲに掲げる国を原産地とする附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物並びに附属書Ⅲにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物

2～4 [略]

11611 [望]

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1ゝ6 「略」

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1ゝ6 「略」

7
(1) 「略」

- (2) 次の表の一の項の第二欄に掲げる国を原産地とする動物、同表の二の項の第二欄に掲げる国を船積地域とする動物又は同表の三の項の第二欄に掲げる国を原産地及び船積地域とする動物若しくは植物であつて、当該第二欄に掲げる国の項の第三欄に掲げる種に属するもの（クロトガリザメ、ヨゴレ、ヨシキリザメ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ、タツノオトシゴ属全種及

7
(1) 「略」

- (2) 次の表の一の項の第二欄に掲げる国を原産地とする動物、同表の二の項の第二欄に掲げる国を船積地域とする動物又は同表の三の項の第二欄に掲げる国を原産地及び船積地域とする動物若しくは植物であつて、当該第二欄に掲げる国の項の第三欄に掲げる種に属するもの（クロトガリザメ、ヨゴレ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ、タツノオトシゴ属全種及びホロトウリア

びホロトウリア・フスコギルヴァを除く。

）並びにこれらの個体の一部及び派生物（ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する植物の個体の一部及び派生物にあつては附属書Ⅱにより特定されるものに、同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物の個体の一部及び派生物にあつては附属書Ⅲにより特定されるものに限る。）のうち、当該第二欄に掲げる国の項の第四欄に掲げるもの（二の表の罫にに基づき二号承認を受けるべきもの並びに(3)及び(4)に基づき経済産業大臣の確認を受けるべきものを除く。）を輸入しようとする者は、別に定め

・フスコギルヴァを除く。）並びにこれらの個体の一部及び派生物（ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する植物の個体の一部及び派生物にあつては附属書Ⅱにより特定されるものに、同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物の個体の一部及び派生物にあつては附属書Ⅲにより特定されるものに限る。）のうち、当該第二欄に掲げる国の項の第四欄に掲げるもの（二の表の罫にに基づき二号承認を受けるべきもの並びに(3)及び(4)に基づき経済産業大臣の確認を受けるべきものを除く。）を輸入しようとする者は、別に定めるところにより

るところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

〔略〕	
	国
	種
	貨物

- (3) ワシントン条約附属書Ⅰに掲げる種に属する生きている動物（みんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこ
う鯨及びつち鯨（８の(2)に掲げる貨物を除

、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

〔略〕	
	国
	種
	貨物

- (3) ワシントン条約附属書Ⅰに掲げる種に属する生きている動物（みんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこ
う鯨及びつち鯨（８の(2)に掲げる貨物を除

く。）に限る。）同条約附属書Ⅱに掲げる種に属する生きている動物（クロトガリザメ、ヨゴレ、ヨシキリザメ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ、タツノオトシゴ属全種及びホロトウリア・フスコギルヴァを除く。）及び同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する生きている動物（当該動物を附属書Ⅲに掲げた国を原産地とするものに限る。）であつて、二の表の辨にに基づき二号承認を受けるべきもの及び(4)に基づき経

く。）に限る。）同条約附属書Ⅱに掲げる種に属する生きている動物（クロトガリザメ、ヨゴレ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ、タツノオトシゴ属全種及びホロトウリア・フスコギルヴァを除く。）及び同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する生きている動物（当該動物を附属書Ⅲに掲げた国を原産地とするものに限る。）であつて、二の表の辨にに基づき二号承認を受けるべきもの及び(4)に基づき経済産業大臣の確

経済産業大臣の確認を受けるべきものの以外のものを輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

(4) (9) 「略」

8 次の(1)から(10)までの貨物を輸入する場合は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三条第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の第三項（同法第六十二条において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ

認を受けるべきものの以外のものを輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

(4) (9) 「略」

8 次の(1)から(10)までの貨物を輸入する場合は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三条第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の第三項（同法第六十二条において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ

(1)から(10)までに定める書類を税関に提出しなければならぬ。

(1)・(2) 「略」

(3) ワシントン条約の締結国等を船積地域とする同条約附属書Ⅰに掲げる種に属する動物（みんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこう鯨及びつち鯨に限る。）又は植物（人工的に繁殖させた交配種に限る。）並びにこれらの個体の一部及び派生物（7の(3)に基づき経済産業大臣の確認を受けるべきもの及び(2)に掲げるも

(1)から(10)までに定める書類を税関に提出しなければならぬ。

(1)・(2) 「略」

(3) ワシントン条約の締結国等を船積地域とする同条約附属書Ⅰに掲げる種に属する動物（みんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこう鯨及びつち鯨に限る。）又は植物（人工的に繁殖させた交配種に限る。）並びにこれらの個体の一部及び派生物（7の(3)に基づき経済産業大臣の確認を受けるべきもの及び(2)に掲げるも

のを除く。）、同条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物（クロトガリザメ、ヨゴレ、ヨシキリザメ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ、タツノオトシゴ属全種及びホロトウリア・フスコギルヴァを除く。）又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（植物の個体の一部及び派生物は、附属書Ⅱにより特定されるものに限る。）であつて、二の表の罫に基づく二号承認を受けることを要しないもの及び

のを除く。）、同条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物（クロトガリザメ、ヨゴレ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ、タツノオトシゴ属全種及びホロトウリア・フスコギルヴァを除く。）又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（植物の個体の一部及び派生物は、附属書Ⅱにより特定されるものに限る。）であつて、二の表の罫に基づく二号承認を受けることを要しないもの及び

の(2)から(4)までに基づく経済産業大臣の確認を受けることを要しないものについては、当該船積地域に係る国若しくは地域の管理当局又はこれに準ずる当局（以下「管理当局等」という。）が同条約に基づき発給する当該貨物に係る輸出許可書又は再輸出証明書の原本 (4) ↳ (10) 「略」	備考 表中の「」は注記である。
基づく経済産業大臣の確認を受けることを要しないものについては、当該船積地域に係る国若しくは地域の管理当局又はこれに準ずる当局（以下「管理当局等」という。）が同条約に基づき発給する当該貨物に係る輸出許可書又は再輸出証明書の原本 (4) ↳ (10) 「略」	